

地域密着型サービス事業所の指定について

●新規指定 訪問介護センターなでしこ草津

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

1. 事業所の概要

指定対象となる事業所	訪問介護センターなでしこ草津
事業所所在地	草津市西洪川二丁目9番48-11号
指定申請者	栗東市大橋二丁目4番1号 社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会 支部長 山田 光二
併設事業所	看護小規模多機能型居宅介護、訪問看護、訪問介護

2. 事業の目的・運営方針等について

事業の目的	事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）及び看護師が要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供することにより、在宅生活の継続を支援することを目的とする。
運営方針	<p>① 事業所の訪問介護員及び看護師等は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、排泄、服薬確認等の援助を行う。</p> <p>② 事業所の訪問介護員及び看護師等は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、住み慣れた自宅での生活が継続できるようサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。</p> <p>③ 「草津市人権擁護に関する条例」（平成8年7月1日草津市条例第12号）の趣旨にのっとり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に沿ったサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>④ 事業の運営にあたっては、介護・看護の綿密な連携を図りサービス提供に努めるとともに、関係市、地域の保健・医療・福祉関係者等との連携を推進しつつ、地域密着型サービスを提供するとともに、災害時には、他の介護サービス事業所との連携を図り、サービスの提供を継続できるように努めるものとする。</p>

	⑤ 「草津市指定地域密着型サービス事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例」（平成25年3月29日草津市条例第10号）の内容を遵守し、一体的に事業を実施するものとする。	
サービスの内容	a. 定期巡回サービス	介護福祉士または訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回し、入浴・排泄、食事等の介護などの日常生活上の世話をを行う。
	b. 随時対応サービス	あらかじめ、利用者の心身の状況、環境等を把握したうえで、随時、利用者・家族等からの通報を受け、通報内容等をもとに①相談援助、②訪問介護員等の訪問、③看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）による対応の要否等を判断する。
	c. 随時訪問サービス	b. での訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問し、日常生活上の世話をを行う。
	d. 訪問看護サービス	看護師等が利用者の居宅を訪問し、療養上の世話・必要な診療の補助（定期的に行うものおよび随時行うもののいずれも含まれる）を行う。
営業日および営業時間	営業日	365日
	営業時間	8時30分から17時15分までとする。 ※連絡体制は営業時間のほか、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。
	サービス提供時間	24時間

3. 草津市条例と申請された計画との比較

①人員に関する基準

	草津市条例における基準	訪問介護センターなでしこ草津	適否
人員基準	【オペレーター】 ・提供時間帯を通じて1以上 ① 1人は常勤で、看護師・介護福祉士・医師・保健師・准看護師、社会福祉士・介護支援専門員のいずれかであること。 ② その他は、利用者の処遇に支障がない場合、3年以上サービス提供責任者として従事した経験を有する者とする事が可能。 ③ 専従であること。利用者の処遇に支障がない場合は兼務可能、また、夜間・深夜・早朝は、施設等が同一敷地内にある場合に当該施設の職員をオペレーターとすることが可能。	常勤2人(看護師2人) 訪問看護を兼務	○
	【定期巡回サービス】 訪問介護員等 必要数	常勤2人 計画作成責任者を兼務	○
	【随時訪問サービス】 訪問介護員等 提供時間帯を通じて1以上	常勤1人 管理者と計画作成責任者を兼務 常勤以外2人 専従	○
	【訪問看護サービス(一体型のみ)】 保健師、看護師、准看護師(看護職員) 常勤換算方法で2.5以上(うち1人は常勤の保健師または看護師) ※事業者は提供時間帯を通じ、1人以上の看護職員との連絡体制を確保すること。 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 相当数	常勤2人(看護師2人) オペレーターを兼務 常勤以外1人(看護師1人)	○

	<p>【計画作成責任者】 上記の従業者のうち、以下のいずれかから1人以上を選任すること。 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員</p>	<p>常勤3人（介護福祉士3人） 管理者と随時訪問を兼務（1人） 定期訪問を兼務（2人）</p>	○
	<p>【管理者】 専従かつ常勤 ※管理上支障がない場合は兼務可能。</p>	<p>管理者 常勤1人 訪問介護と計画作成担当を兼務</p>	○

※定期巡回・随時対応サービス事業所が、訪問看護事業所の指定を併せてうけ、かつ、両事業所が一体的に運営されている場合には、訪問看護事業所に必要な看護師等を配置していることをもって定期巡回・随時対応サービス事業所（一体型）に必要な看護師等の配置基準を満たしているとみなす。

②設備・備品等に関する基準

	草津市条例における基準	訪問介護センターなでしこ草津	適否
設備・備品等	<p>【通信機器等】 利用者が円滑に通報し、迅速な対応をうけられるよう、事業所に備え、必要に応じてオペレーターに携帯させるべきもの。</p> <p>① 利用者の心身の状況等の情報を蓄積できる機器等 ※事業者が適切に利用者の心身の情報等を蓄積するための体制を確保し、オペレーターがその情報を常時閲覧できるときは、不要。</p> <p>② 随時適切に利用者からの通報をうけることができる通信機器等</p> <p>※利用者に対しては、援助を必要とする状態となった時に適切にオペレーターに通報できる端末機器を配布 (利用者が適切にオペレーターに随時の通報ができる場合には、配布不要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ データー処理用パソコン 一式 ・ 介護保険処理用ソフト 一式 ・ 固定電話の設置あり。事務所に職員が不在であっても、利用者と常に連絡を取れるよう、訪問看護職員に転送ができるようにしている。 ・ オペレーターとして看護師を配置することで、随時、適切に利用者からの通報をうけることができる。 	○

その他 サービスの提供に必要な設備・備品	・設備されている。 消火器、誘導灯、自動火災報知機、 スプリンクラーの設置等	○
-------------------------	--	---

③運営に関する基準

	草津市条例における基準	訪問介護センターなでしこ草津	適否
1	運営規定の作成	作成済	○
2	重要事項説明書の作成	作成済	○
3	事業の目的及び運営の方針	運営規定第1条および第2条に規定 重要事項説明書P2に規定	○
4	従業者の職種、員数及び職務の内容	運営規定第4条に規定 重要事項説明書P3に規定	○
5	営業日及び営業時間	運営規定第5条に規定 重要事項説明書P2に規定	○
6	介護の内容及び利用料等	運営規定第6条に規定 重要事項説明書P3からP5に規定	○
7	通常の事業の実施地域	運営規定第8条に規定 重要事項説明書P2に規定	○
8	サービス利用に当たっての留意事項	重要事項説明書P7からP8に規定	○
9	緊急時における対応方法	運営規定第7条に規定 重要事項説明書P9に規定	○
10	非常災害対策	重要事項説明書P10に規定	○
11	事故発生時の対応	運営規定第11条に規定	○
12	地域との連携等 (介護・医療推進会議の設置)	運営規定第12条に規定	○
13	記録の整備	運営規定第13条に規定	○
14	苦情処理	運営規定第9条に規定	○
15	秘密保持等	運営規定第10条に規定	○
16	合鍵の管理方法及び紛失した場合の 対処方法	運営規定第14条に規定	○